明らかにし、町民の快適な生活を確保することを目的としています。 6月定例議会で、 「町民」、 「越前町環境条例」 事業者二、 「町」のそれぞれの貴務と環境を保全するための施策を が制定され、平成18年8月1日から施行されます。

三者の責務

◎町民の責務

- 日常生活の中で、省エネ、省資源、ごみの をかけないように努めること。 減量などを心がけ、できるだけ環境に負担
- ・所有する土地などは、清潔に管理すること
- 町が行う環境を守るための

施策に協力すること。



◎事業者の責務

- 事業活動に伴って生ずる汚水、ばい煙、 棄物を適正に処理し、公害の防止に努める 廃
- 荷が少ない製品を利用するよう努めること。 物の製造、加工または販売の事業活動にあ たり、再生資源や廃棄されても環境への負

・地下水を貴重な資源と認識し、 の防止に努めること。 地下水障害

◎町の責務

- ・地域の自然的または社会的条件に応じた、 環境を保全する施策を行うこと。
- ・環境の保全に関する指導や意識の啓発を行 い、資源の有効利用に努めること。

◎環境基本計画の策定

環境基本計画とは、環境を守るための施策

調査審議となります。 審議会(条例第44条)による なお、策定には、環境保全



◎調査・監視体制の整備

広報えちぜん 2

定し、その結果によりさらに監視を強化し、 保全施策を推進していきます。 水質・大気などの状況を定期的に検査、 測

◎環境に関する教育および学習の推進

境教育、情報の提供に努 の育成や学校などでの環 識を深めるために、人材 環境に関する理解と認



特定工場に対し届出を義務化

設の設置、 のうち規則で定めるものをいう。) られます。(特定工場とは、ばい煙などを排出 し、または、発生させるおそれのある事業場 特定工場に該当する事業者に対し、その施 廃止、変更などの届出が義務付け

開催も義務付けられています。 また、公害防止協定の締結や地元説明会の



環境を保全するための施策

項は、この計画に沿って行わ を示したものです。策定後の環境に関する事 や目標など、環境に関する事項の今後の計画



◎野外焼却の禁止

野外焼却とは、ごみを適正な焼却設備を用

禁止行為につい

Ť

心ない人により、

◎犬のふんの放置禁止

のです。犬を散歩させるときは回収用具を持 ようにしましょう。 って行き、飼い主が犬のふんを必ず持ち帰る 道路に落ちているふんは誰が見ても嫌なも

【野外焼却の例外となるもの】

物は燃やせません。

やプラスチックなど、悪臭やひどい煙を出す 左の例は野外焼却の例外となりますが、ゴム の健康までも害することとなります。なお、 は周りの迷惑となり、

自分だけでなく、

他人

いします。

たります。燃やしている時の嫌なにおいや煙 やドラム缶・一斗缶での焼却も野外焼却にあ いずに燃やすことです。家庭用の簡易焼却炉

罰則につい

罰則が適用されます。 条例では、次のような行為をした人に対し、

・条例で定める届出義務を怠ったり、 届出をした人。 虚偽の

・風呂焚きなど日常生活

行われる焼却

を営む上での焼却、ま

たは暖を取る程度の軽

農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず

ファイヤーなど)

(どんど焼き、キャンプ の行事を行うための焼却 風俗慣習上または宗教上

- 違反行為に対する変更命令や施設の改善命 令に従わない人。
- 禁止行為に対する停止命令などに従わない

| 数据国际遗保全

員を募集します 要な事項について、調査審議をする委 ぐための施策や環境の保全に関する重 越前町の環境を未来の世代に引き継

応募資格

町内に住所を有する20歳以上の人

募集人数 5 人

応募方法

委員の構成を考慮して決定します。 てください。なお、応募者多数の場合は 必要事項を記入し、保健衛生課へ提出し 役場、各総合事務所にある応募用紙に

募集期間

8月1日火~8月21日月

申込・問合せ先